

学校法人東京電機大学における公益通報に関する規程（抜粋）

第2章 通 報

（通報窓口）

第4条 通報者からの通報又は相談（以下「通報等」という。）を受け付ける窓口は総務部とする。ただし、本学の学生等にあつては、学生等の窓口業務を分掌する部署等を通じて総務部に通報等を行うことができる。

- 2 通報窓口（担当者）でないにもかかわらず、通報者から誤って通報等を受けた教職員等は、当該通報者に対し、前項の窓口に通報等すべき旨を教示しなければならない。
- 3 前2項にかかわらず、第3条各号に定める規程に抵触する事案を第1項の窓口で通報等を受けたときは、第3条各号の規程に定められている窓口に通報等すべき旨を教示しなければならない。

（通報）

第5条 本学の教職員等及び学生等は、法令違反等の事実が生じ、又は生ずるおそれがあると判断した場合は、総務部又は学生等の窓口業務を分掌する部署等に通報するように努めなければならない。

- 2 通報者は、不正の利益を得る目的、本学及び第三者に損害を加える目的、その他不正の目的等の通報等、誠実性を欠く通報等を行ってはならない。

（通報の方法）

第6条 窓口への通報等は、氏名及び所属等を記入の上、信書（書面）、電子メール、電話、FAX又は面談とする。

- 2 前項にかかわらず匿名による通報も受け付けるものとする。

第3章 調査等

（調査委員会の任務）

第9条 調査委員会は、通報者からの通報に係る事実関係を調査するか否か検討を行い、その検討の結果、調査の必要がないと判断したとき、調査委員会委員長は、通報者にその旨の理由を付して通知する。

- 2 前項の検討の結果、調査の必要があると判断したときは、調査開始の旨を通報者に通知するとともに、通報についての事実確認及び事実調査（是正措置の必要性の検討を含む）を行い、その結果を理事長並びに当該事実の関係する学校の長に報告するものとする。
- 3 調査委員会は、必要により通報事項の関係者に対し出席を求め、事情を聴取することができる。出席・事情聴取の要請を受けた者は事情聴取に応じ、また、意見の陳述・弁明をすることができる。
- 4 調査委員会は、必要により通報の事項について学外の専門家の意見を求めることができる。

（調査結果への対応）

第10条 理事長は、第9条第2項の報告を受け速やかに是正措置、再発防止策その他必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の措置とあわせ、必要に応じて、学内規程に基づき制裁処分等を行うことがある。
- 3 第5条第2項による通報を行った者に対し、前項に準じて処分等を行うことがある。
- 4 前3項の対応について、必要に応じて、監事、内部監査員、関係行政機関へ報告しなければならない。

（通報者の保護）

第14条 通報者は、公益等通報を行ったことを理由として、一切の不利益な取扱いを受けない。また、教職員等は、公益等通報を行ったことを理由として、通報者に対しての一切の不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 総務部長は、通報者が公益等通報を理由として、一切の不利益な取扱いを被ることがないよう必要な措置を講ずるとともに、通報者の職場環境又は修学環境の保全に努めなければならない。
- 3 総務部長は、通報者に対する不利益な取扱いを確認した場合には、直ちに不利益な取扱いを是正するとともに、理事長に報告を行い、不利益な取扱いを行った者に対する必要な措置を行う。
- 4 前項の是正、措置は、必要に応じて、理事長が行う。

通報対象事実発生、通報から処理までのフローチャート(抜粋)

